

広島県告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市八本松町原一〇二二八の七八、一〇二二八の一三五、一〇二二八の一八四から

一〇二二八の一八六まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

指定理由の消滅